

## 北陸地域における教育ファームの意義・理念と目標（素案）

### 1 教育ファームの意義・理念

「食育基本法」では、「農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努める」ことが求められている。

さらに、「食育推進基本計画」において、「食に関する関心や理解の増進を図るためには農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要」として教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加が掲げられている。

このため、北陸地域における教育ファームの目的を明確にし、取組の効果を上げるために、教育ファームの理念を以下のとおり定める。

#### （1）多様な体験の機会の提供

北陸地域においては、作業の体験にとどまらず、様々な関係者の参画・協力を求めることより、食や農に係る知識・技術を習得する場を提供していくとともに、人間の成長過程に対応した体系的な取組を目指す。さらに、取組主体間のネットワークを構築し、有機的な連携により結びつきを強める。

#### （2）食に関する感謝の念と理解（食料自給率の向上への貢献）

食や命のありがたさや自然の恵みを農林漁業体験等を通じて肌で感じ取る。これにより地域農業に対する関心や理解、地産地消の取組に結びつけていく。

#### （3）食に関する体験活動と伝統的な食文化の理解

地元の農産物・食材や伝統的な食事に関心を抱き、地域特有の食文化や伝統の良さを再認識する。

#### （4）人間関係と農山漁村の活性化

様々な人とのふれあいから、親子の絆をはじめとする人間関係を醸成するとともに、地域コミュニティの再生を図る。

#### （5）健康の増進と豊かな人間形成

地域や自然に学ぶ姿勢を醸成し、地域を愛し誇りに思う子供たちが育っていくとともに、ものごとを達成するよろこびを醸成する。

## 2 教育ファーム推進の目的と目標

教育ファームについては、点的な取組ではなく面的な広がりを持った一過性ではない持続的な取組としていく。

また、各市町村が推進主体となって、学校教育を中心に地域活動と連携させ計画的に推進していく。

このため、以下を目的に具体的な目標を設定し、教育ファームを推進していく。

### (1) 教育ファームの目的

- ア 生産の苦勞・喜び、地域農産物に対する理解
- イ 食や命のありがたさに対する理解
- ウ 地域の食文化、伝統に対する理解
- エ 家族のコミュニケーションの構築
- オ 人とのつながり、地域の再生・活性化
- カ 子ども達の自らが考える力の醸成

### (2) 教育ファーム推進の目標

- ア 取組主体の拡大
- イ 体験する場の確保、施設等の整備
- ウ 教育ファーム推進計画の策定
- エ 教育ファーム参加者と裾野の拡大
- オ 教育ファームの効果の把握と分析
- カ 才を受けた目標に対する見直しと修正

#### 【教育ファーム推進の手段】

- ・ 体験する場（農場）の提供促進
- ・ 地域の推進役、コーディネーターの確保と育成
- ・ 学校関係者、教育者の育成
- ・ 教育ファーム推進協議会の活用